

農林漁業への就職

農林水産委員会 専門員

おおかわ あきたか
大川 昭隆

10月に入ると多くの企業で内定式が執り行われる。文部科学省の「学校基本統計」によると、平成29年3月に学校を卒業し就職した数は約76万人、そのうち農林漁業に就職した者は3,709人である。昭和25年の「国勢調査」では、農林漁業への就業者数は1,722万人、就業者全体の48%を占めていたが、平成27年には222万人、4%にまで減少している。農林漁業やその就業者に接する機会が少なくなり、就職の対象に成り難くなっている。

農林水産省の「新規就農調査（平成28年）」を見ると、学校卒業後に農業に従事した新規学卒就農者は3,390人、そのうち農家出身は1,840人、非農家出身は1,550人である。農家出身者の多くは親元で就農し、その農業経営を受け継ぐ一方、非農家出身者は企業などの一般法人や農地所有適格法人に就職している。平成19年の調査では、農家出身は2,500人、非農家出身は770人であるが、非農家出身の就農者がこの10年間で倍増している。

農業に関心を持つ学生に対し農協や行政が、就農相談窓口の設置、農業就業体験等を積極的に実施していること、就農直後の所得確保を支援する制度が採られていることもあるが、法人組織の農業経営体が増え、就職の受入先となっていることが大きな要因であろう。

全国農業会議所の「新規就農者の就農実態に関する調査結果（平成25年度）」は、新規に就農した者の最大の障壁は「農地の調達」であることを示している。法人経営体に就職した学生には独立就農を志向する者も多いため、非農家出身の就農者を増やすには、非農家出身でも農地を確保し農業経営ができるという見通しを持つことが重要となる。

平成20年4月から営農が開始された諫早湾干拓地が参考になる。干拓地の農地は（公財）長崎県農業振興公社が管理しており、農地の総面積は672ha、一区画の面積は6ha又は3haと大規模である。農地は営農者に貸し付ける方法（利用権の設定）が採られ、営農者は一般公募により決定される。貸付期間は5年間であるが、5年ごとに利用権が再設定され、再設定に回数制限はない。再設定されない農地については、改めて一般公募が行われる。公社が管理する農地であるため、農地の転用や相続による農地の細分化・耕作放棄は発生しない。このように、誰でも営農可能な大規模な農業団地が日本各地に存在していると、農業経営を目指す就農者の意欲を高めることにつながるのではないかと。

現在、都道府県に指定された農地中間管理機構が農地を集めて農業者に貸すという農地中間管理事業が実施されているが、農業者が農地を容易に借りることができ、そして、その農地での営農活動を長期にわたり安定して継続できる運用が行われることを期待したい。

就職活動や就業直後の障壁を取り除く支援は充実している。学生が就職先を検討するときには、20年後、30年後を想定する。将来、農地などの生産手段を確保し、自ら農林漁業を経営できる姿を描けることが、農林漁業を就職の対象とする一助になるのではないかと。